

広島県告示第千四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、令和二年十月二十二日までの間、縦覧に供する。

令和二年十月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

三原本郷線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三原市本郷町船木字馬飼一〇〇六四番一地从先から 三原市本郷町船木字湯之森五〇八〇番一地从先まで	旧	二・〇〇〇 四・〇〇〇	二七五・〇	
三原市本郷町船木字馬飼一〇〇六四番一地从先から 三原市本郷町船木字湯之森五〇八〇番一地从先まで	新	九・七五〇 八・六九〇	二〇九・三	ルート変更 不用物件二二 七五・〇メー トル